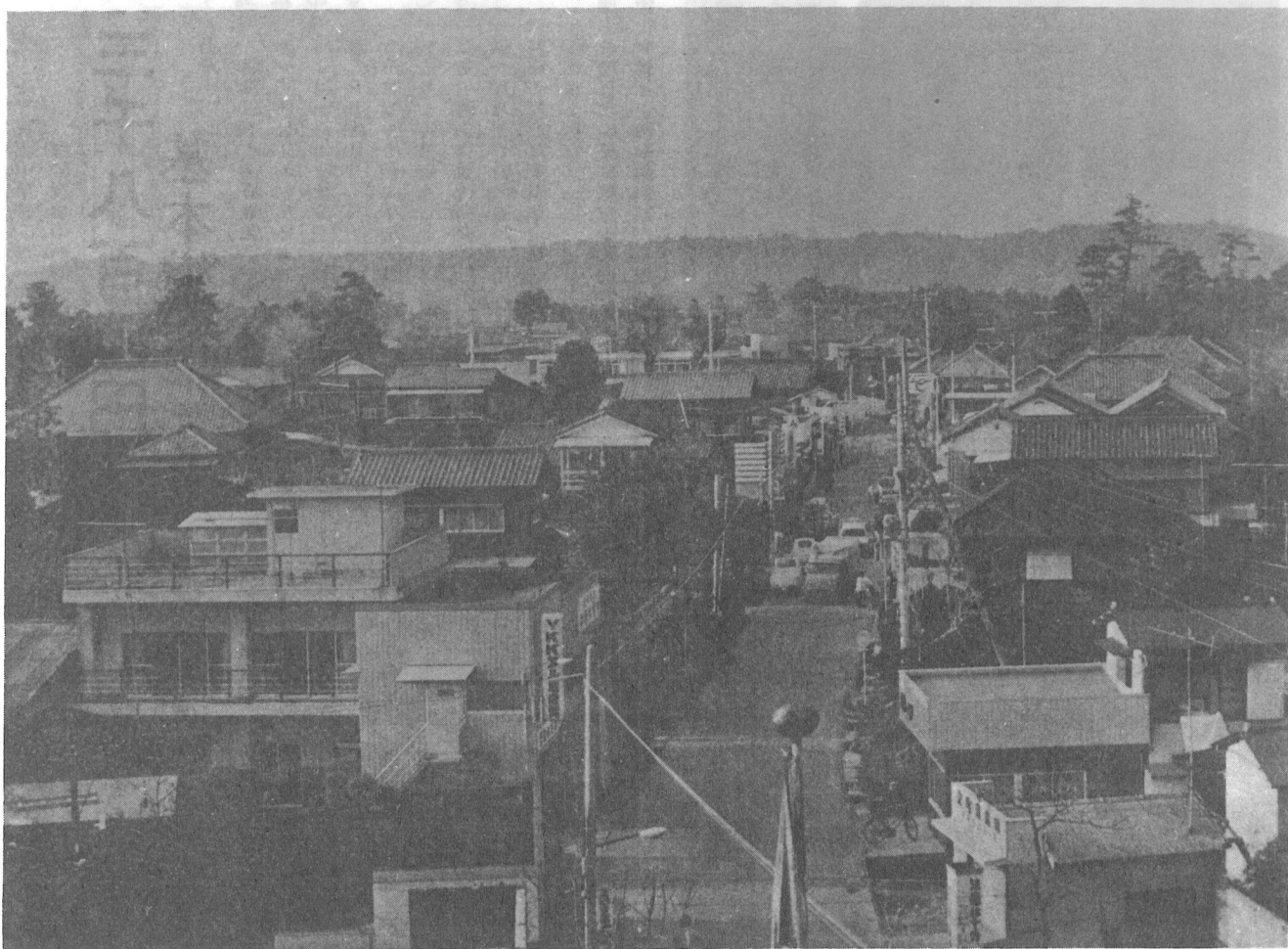


—4月の月間目標—

生活改善

発行所  
**光町役場**  
 匝瑳郡光町宮川5,454の5  
 電話 (04798) 2-1211代

町の状況	
男	5,618人 - 6
女	5,907人 +28
計	11,525人 +22
世帯	2,607 + 8
面積	33.40平方キロ



町の中心地・橋場

(役場前火の見より芝崎方面を望む)

四月

(卯月・うづき)

四月、官公庁では新年度(四十八年)のスタートする月です。町もこれから新規事業等により活気づき明るく住み良い町づくりが進められます。皆さんの身近では、可愛らしいランドセル姿で学校へ通う新入学生の見られる時、こんな姿を見ると何かほほえましく、また懐しく感じられます。桜の花が咲きみだれ、元気な子供達の声が学校から聞えてくるようです。

# 昭和48年度予算 総額8億9,286万円

## 一般会計

### 六億三千八百万円でスタート

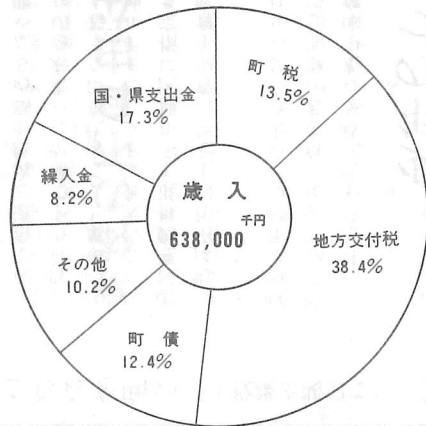
### 基本構想に基づき計画的発展を!!



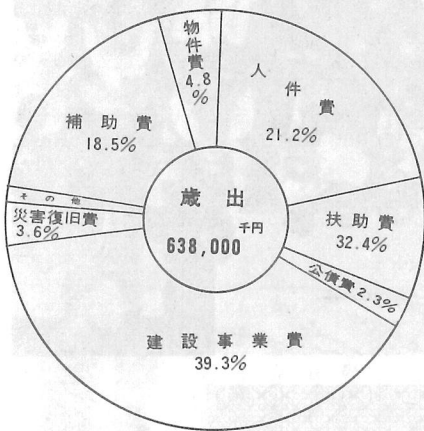
(予算審議中の議会)

昭和四十八年町議会第一回定例会が三月七日から九日まで開催され、四十八年度予算、一般会計六億三千八百万円、国保特別会計一億五千六百九十八万九千九百九十円、食肉センター特別会計七千三百三十八万九千九百九十円、有線特別会計二千四百四十八万五千円、総額八億九千二百八十六万三千円が全員一致で可決されました。

四十八年度に対する町長の施政方針は、基本構想によるところの



歳入の構成割合



歳出の性質別内訳

三カ年実施計画を基盤に、「産業の振興」、「住民福祉の向上」、「教育の振興」を主眼として実施。

第一の産業の振興については、基幹作物の選択的拡大を図り各種の共同協業組織の育成強化に重点を置きます。

第二の住民福祉の向上については、環境整備の保全、老人・児童福祉対策の強化などきめのこまかい施策を実施します。

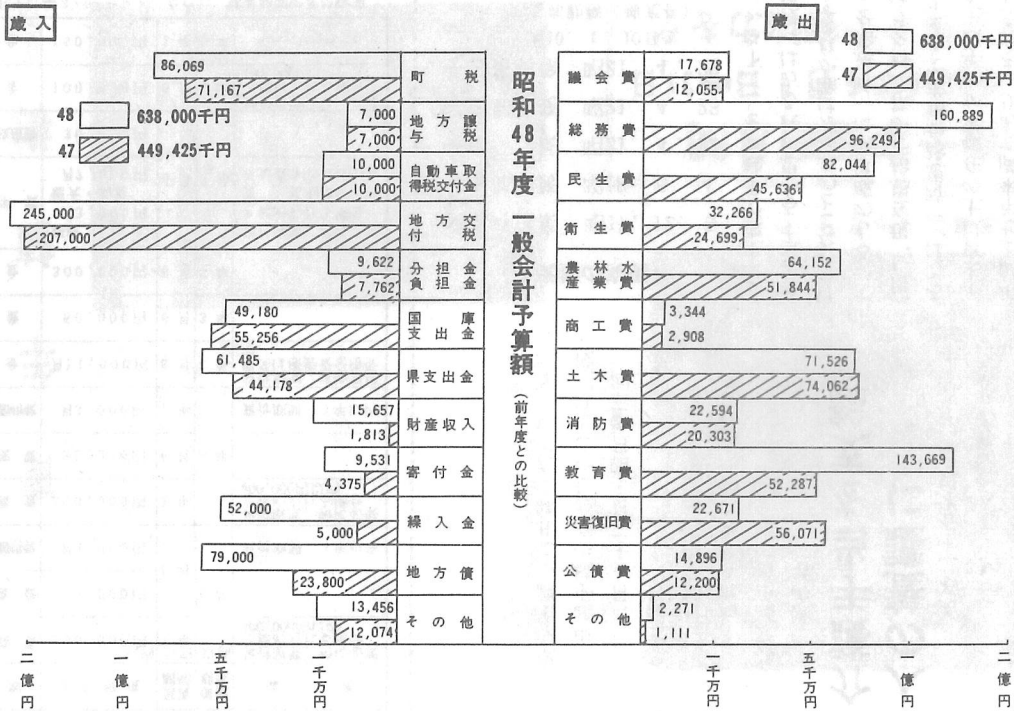
第三の教育の振興については、教育内容の充実と質的向上に重点を置き、施設整備の増強を図ります。また、社会教育に於ては中央公民館の新設等と併せ既存公民館青年館の効果的な利用により青少年から高齢者まで広範囲な社会教育を行ないます。

以上が町長の四十八年度に対する施政ですが、予算の主な内容等をお知らせします。

昭和四十八年度一般会計歳入歳出予算額は六億三千八百万円で前年度に比較すると四一・九%、実額一億八千八百五十七万五千円の大増となったに於ては、これを歳入で見ると町税・財産収入などの自主財源の占める割合は二九・一%、一億八千五百九十三万五千円となり、また地方交付税・国庫支出金・町債などの依存財源は七〇・九%、四億五千二百六万五千円と依然として依存財源の比重が大きくなっています。

歳出では、中央公民館・庁舎建設・道路整備等の投資的経費の占める割合が四二・九%、二億七千三百六十万三千円であり、また人件費・物件費などの経常的経費は五七・一%、三億六千四百三十九万七千円となっています。

## 一般会計



## 特別会計

### ◎国民健康保険

国保特別会計予算額は一億五千六百九十八万九千円で前年度と比較すると三〇・五%、三千六百七十七万六千円の増加となっています。

この伸びは、主として昨年四月から老人医療の無料化に伴って急

## 四十八年度の主な事業

### (福祉・厚生)

#### 老人・児童環境衛生を重点

今年度は福祉の年ともいわれ、但し、当町においても老人医療費の無料化を始め、寝たきり老人介護手当の支給、特殊ベット、日常用具等の貸与など更に老人福祉対策を強化し二千三百三十一万円が計上されています。

また保育所への措置費・児童手当制度などの児童福祉対策費に三千七百四十五万八千円。

更に、保健衛生についても二千四百四十八万一千円が計上され、各種の予防接種・環境衛生など住み良い町づくりが進められます。

騰じた保険給付費の増加によるものです。一方財源措置としては国庫支出金、保険税等をもってあてることになっています。

### ◎食肉センター

食肉センター特別会計予算額は七千三百三十八万九千円で、前年度と比較すると十八・八%、一千六百六十一万四千円の増加となっています。

### (建設・産業)

#### ◆農免道路建設事業

富下、新井間を改良舗装する工事、すでに四十七年度から四十九年度の継続事業として着工しているものですが、四十八年度は二千五百三十二万七千円が計上されています。

#### ◆町道新設改良事業

町内の主要道路の改良、舗装工事費として五千三百七十六万六千円が計上されています。

#### ◆青年館建設事業

尾垂部落に青年館を建設するため、五百四十三万五千円の建設費が計上されています。

#### ◆庁舎建設事業

先月号でお知らせしましたが、四十八・四十九年の二カ年度継続事業により光中学校前に鉄筋コンクリート二階建て延べ二千三百平

いる。これは主に、施設整備費、職員待遇改善及び一般会計への繰出などの増加のためです。

### ◎有線放送

有線特別会計予算額は二千四百四十八万五千円で前年度と比較して二四・八%、四百八十六万四千円の増加となっている。この伸びは主として地方債の償還金及び人件費の増加によるものです。

#### 方メートルの新庁舎を建設。

建設費一億八千四百三十二万円でこのうち四十八年度には五千五百六十七万四千円が計上されています。

#### ◆中央公民館建設事業

社会教育施策の一貫として今年度新庁舎と同じ場所に鉄筋コンクリート二階建て、延べ九百八十八方メートルを建設。建設費七千九百六十六万八千円が計上されています。

財源としては国庫補助八百万円、地方債四千八百万円、一般財源二千三百六十六万八千円となっています。

#### ◆高能的生産組織育成事業

たばこ生産近代化施設事業補助として九百七十八万九千円が計上されています。

#### ◆農地農林災害復旧事業

林地崩壊防止五カ所、農業用施設復旧一カ所となっており、一千八百七十七万三千円が計上されています。

# 赤ちゃんは元気いっぱい 昭和47年度優良児決まる



ハイ！こちらを向いて(役場玄関前で)

桜もほころびそめた三月三十日、昭和四十七年度優良児の表彰式が橋場青年館で行なわれました。

このお子様達は昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までに生まれた一五〇名の中から十二名の方々が選ばれ、表彰されたものです。

赤ちゃんを育てることは大変です。受賞されました赤ちゃんのお母様や御家族の皆様方の努力に感謝すると共に心からお祝い申し上げます。また受賞できなかった一三〇余名の赤ちゃんも非常に元気

に発育しており、審査にあたった先生方も喜んでおられました。お子様は子供だ、子供だ、と思っ

三月三日午前九時から光中体育館で少年少女三百余名が参加して町の少年のつどい大会がひらかれました。

町は昭和四十七年に青少年育成国民運動推進モデル地区に指定され、この大会はそうしたモデル地区の事業として次代になう若人が自らの手で輝かしい未来を切りひらく希望と情熱を高めるため開かれたもので参加した少年少女はおのの思考をこらした出し物により、楽しく一日をすごし、大きな友情の輪のもとにこの大会の目的を果すことが出来ました。

## 大きな友情の輪のもとに 少年のつどい大会開かれる



友達の演奏にうっとり……

**赤十字運動月間**  
昭和48年 5月1日→31日  
皆様の暖かい御協力を!!

氏名	保護者	部落名
萩原 円	清	関 方
加瀬 崇子	秀夫	原 二区
鈴木美千代	政晴	篠本二区
小川 裕美	利昭	宝 米
樽谷 至崇	公郎	古 屋
渡辺 和哉	洋信	橋 場
小川 泰代	政光	関 場
越川 孝明	初美	篠本三区
今関 美歩	輝彦	関 住
椎名 美喜	高明	関 又
斉藤 孝弘	義弘	
砂田 重一	重政	

好天にめぐまれた三月十五日、新庁舎建設予定地で青少年五十余名が参加し植樹式が行われました。これは、郷土の緑化運動に青少年が協力し、自らの健全な成長と郷土愛の精神を養うためのものです。植えられたさくら、つつじ、いちよう、くろまつの四種類、八十二本は美しく、そしてたくましく青少年と共に伸び大きく枝を四方にはることでしょう。



大きく育て……

ふるさとに緑と愛を！  
青年植樹

# 犬にご注意を!

## 狂犬病予防注射を受けましょう

最近、犬による被害がふえて大きな社会問題となっております。農作物を荒したり、家畜をおそつたりするばかりでなく、子供が犬に咬まれて生命を失うという、いたましい事故さえ、おこっています。

犬が原因になる被害は、飼い主が犬を放し飼いにしたり、不要になった犬を勝手に放っておいたため野犬になることが多いものです。犬を飼うためには、野犬にしないよう次のことを守って下さい。

- 一、犬を飼う時には必ず役場に登録しましょう
- 二、生まれてから九十日以上の犬は年二回、春・秋、狂犬病予防注射をうけましょう
- 三、犬は常につないでおきましょう
- 四、不要になった犬は保健所にたのみ、引きとってもらいましょう

保健所は不要犬の野犬化防止のため町の協力のもとに不要犬一頭五〇〇円で買い上げを実施しております。

なお、春の狂犬病予防注射は次の日程により実施しますので、最寄の場所を受けて下さい。

日時 場所

- 四月十九日 日吉公民館
- 四月二十日 南条公民館
- 四月二十三日 橋場青年館
- 四月二十四日 農村協同館
- 四月二十五日 白磯青年館
- 四月二十六日 白浜公民館
- (午前十時～午後二時)
- 四月二十七日 日吉公民館
- (午前十時～午前十一時三十分)
- 四月二十七日 南条公民館

## 厚生課だより

(午後十二時三十分～午後二時)

- 五月一日 白浜公民館
- (午前十時～十一時三十分)
- 五月一日 橋場青年館
- (午後十二時三十分～二時)



### ◎世帯更生資金貸し付け制度について◎

この資金の貸し付け対象となる世帯は、収入が少なく、また、必要な資金の融通を他から受けることが困難と認められる世帯です。貸し付け条件は、下表のとおりですが、この資金の申込みや相談は、近くの民生委員または役場厚生課(有線 204~01)へおたずねください。

#### 貸付条件一覧表

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	備考
更生資金	生業費 200,000円以内	1年	6年	貸付限度、特に必要と認められる場合400,000円以内
	支度費 30,000円			貸付期間 3年以内
	技能習得費 月3,000円			
身体障害者更生資金	生業費 200,000円	1年	8年	貸付限度、特に必要と認められる場合400,000円以内
	支度費 30,000円	6月		
	技能習得費 月3,000円	1年		貸付期間 3年以内
生活資金	月11,000円	6月	5年	貸付期間、技能習得費又は療養資金借受中
福祉資金	50,000円	6月	3年	
住宅資金	300,000円	6月	6年	
修学資金	修学費 高校 月3,000円 短大・高専 月7,000円		8年	貸付限度、特に必要と認められる場合 高校 月4,000円以内 短大・高専 月9,500円以内
	就学支度費 30,000円			
療養費	100,000円	6月	5年	貸付限度、特に必要と認められる場合150,000円以内
災害援護資金	150,000円	1年	6年	

(注) 貸付利率は年3パーセント。ただし、据置期間中及び修学資金は無利子

在宅ねたきり老人等介護手当支給制度の新設

居室において、ねたきり老人等を養護する家族の労をねぎらい、より家庭愛に満ちた介護を願うため、その介護者に対し、介護手当

## 身体の不自由な人の養護に

### 介護手当を支給

が支給されることになりました。

#### ◎支給対象者

居室において、ねたきり老人又は、ねたきり身体障害者等に介護している者

#### ◎ねたきり老人とは

居室において おおむね六ヶ月以上、常に

臥床し、入浴、食事、排便等日常生活のほとんどが、人手を要する六十五才以上の者

#### ◎ねたきり身体障害者とは

ねたきり老人と同等の状態にある二十五才以上六十五才未満の者

#### ◎介護手当の額

ねたきり老人等一人につき、月額千円

#### ◎支給月

八月・十二月・四月の三回

申請手続やくわしいことは、役場厚生課へご相談ください。

#### (有資格の実例)

臨時召集	昭17.	12.	5
一支那勤務	昭18.	6.	4
一伍長	昭21.	4.	23
一支那出發	昭21.	4.	23
一召集解除	昭21.	4.	29
	大10.	1.	10日生
			支那勤務(補充兵)

一時恩給を早く請求しましょう  
旧軍人で引き続き実在職年が三年以上七年未満であり、そのうち下士官以上の在職年が一年以上ある方は、一時恩給が請求できます。(但し、現在恩給とか扶助料をうけているもの或は前に一時恩給をうけていたことのある方は除かれます。)  
※該当すると思われる方は、役場厚生課で手続きをして下さい。

今年は固定資産の評価替の年で、まず土地については従来の評価額に(田畑)については一・〇五倍、(山林、原野)は一・一〇倍、宅地は一・五四倍、一・七七倍です。尚課税標準額も昭和五十一年度課税からは評価額課税(住宅用地は評価額の二分の一)になります。家屋については十年ぶりの評

一、土地 十五万円(現行八万円)  
一、家屋 八万円(現行五万円)  
一、償却資産百万円(現行三〇万円)

本年度の固定資産税第一期分の納期は地方税法の一部改正関係で五月三十一日になります。

国民健康保険税第一期  
軽自動車税全期  
納期はそれぞれ五月一日です。今月も次のとおり集合徴収を行いますので御利用下さい。  
四月二十七日(金)午前九時～午後四時まで

# 税金のしおり

## 固定資産の評価替のお知らせ



### 今月の納税

評価替であり旧基準と新基準を比較すると木造家屋については一・六～一・八倍、非木造家屋については一・四三倍となりますが町では従来の家屋との均衡を図るため負担調整率をもうけて三年計画で評価額課税を致します。

税法の改正により各免税点(課税標準額)も次の様に変る予定です。

日吉 光農協日吉支所  
南条 光農協南条支所  
白浜 白浜公民館



### 第28回大会

## 若潮国体を成功させよう

夏季大会 昭和48年9月9日(日)～12日(水)  
秋季大会 昭和48年10月14日(日)～19日(金)

### 〔農家の皆さんへ〕

〔農業者年金への加入のすすめ〕  
農業者年金制度ができてからすでに二年がすぎました。この間全国で約一〇〇万人の人々がこの制度に加入しました。ご承知のようにこの制度は農業者の方々や農業委員会、農業協同組合など農業関係者の強い要望によりつくられた制度ですが、国民年金に加入している五十アル以上の農業経

営者は全て加入しなければならぬことになっており特に大正五年、六年生れの方は速やかに資格取得届を提出していただきませんと近く期限切れとなり折角加入資格があり乍ら将来年金を受ける事ができなくなります。あなたの後の幸せのため一日も早く農業者年金への加入をおすすめいたします。詳細については農業委員会へおたづね下さい。(有線二〇七〇一)

## たばこは町内で買いました

### 自動車排出ガス規制強化について

自動車排出ガスによる大気汚染防止のため運輸省は本年1月8日に道路運送車両の保安基準(運輸省令)を改正し本年5月1日から規制の強化が行なわれることになりました。これは法令に基づき義務付けられたものであるため、公害防止の見地から皆様のご協力をお願いします。

#### ●排出ガス対策の時期と方法

今回の排出ガス規制は、まず点火時期の調整を実施し、続いて運輸大臣の定める期限までに排出ガス減少装置の取付を行なわなければなりません。

方法	期限	対象自動車
点火時期調整	48. 4. 30まで	ガソリン又はLPGを燃料とする普通、小型、軽自動車
排出ガス減少装置の取付	排気量、地域により下表に定める期限	ガソリン又はLPGを燃料とする普通、小型自動車

#### ●自動車排出ガス減少装置取付期限

排気量	1800ccをこえるもの	1600～1800cc	1000～1600cc	1000cc以下	その他の自動車
千葉 県	48. 8. 31まで	48. 11. 30まで	49. 3. 31まで	50. 3. 31まで	49. 12. 31まで
神奈川 県	48. 8. 31まで	48. 11. 30まで	49. 3. 31まで	50. 3. 31まで	49. 12. 31まで
埼玉 県	49. 12. 31まで	50. 3. 31まで	50. 3. 31まで		50. 3. 31まで

#### ●対策済ステッカーの表示

対策を実施した自動車には、定められたステッカーを助手席側のサイドガラスに車室内より貼付しなければなりません。なお、表示をしていない自動車は法令違反(5月1日から)になりますからご注意ください。

#### ●お問い合わせは

●千葉県陸運事務所整備課 電話 0472-42-7337

### ※新規採用

一月一日付け  
広瀬潤一郎 産業課  
二月一日付け  
大木美枝子 税務課  
四月一日付け  
権名 孝一 税務課  
伊藤 定幸 住民課  
磯部 富雄 建設課  
戸村 文雄 厚生課  
布施 弥生 総務課  
宇井かつ江 農業委員会事務局  
渡辺 梅吉 食肉センター  
大木 喜逸 食肉センター  
小林 清繁 建設課  
鈴木 正一 建設課  
鈴木 茂代 八面教委  
大木のぶ子 八面教委

### 今月の行事予定

十四日 町長選挙告示  
十七日 納税組合長会議  
十八日 行政相談日  
二十一日 町長選挙投票日  
二十三日 民生委員会  
一〇〇〇(役場)